

「北の木の家」建築推進業者認証制度実施要領

平成20年2月26日

林業木材第2455号

[沿革] 平成20年2月26日林業木材第2455号制定

一部改正：平成29年12月20日林業木材第1112号

令和3年4月8日林業木材第65号

(目的)

この要領は、『「北の木の家」建築推進業者（以下「推進業者」という。）』の認証に関して定め、地材地消による地域材の需要拡大の取り組みとして、「推進業者」が北海道等との協働により、住宅建築における地域材の普及・啓発を図ることを目的とする。

(定義)

第1条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「北の木の家」とは、北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という。）が定める「北の木の家」認定要領に基づいて、道木連が認定する住宅をいう。
- (2) 「地材地消」とは、北海道内の地域の森林から生産された木材・木製品を地域で有効利用することをいう。
- (3) 「地域材」とは、北海道の森林から産出され、道内で加工された木材をいう。

(認証基準)

第2条 推進業者としての認証を受けようとする者は、①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により建設業の許可を受けた者（以下「建設業者」という。）、かつ、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結を行っている者、又は②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けた者（以下「建築士事務所の開設者」という。）で、①又は②のいずれかのうち、原則として道が定めるきた住まいるメンバー登録制度実施要領第5の規定によりきた住まいるメンバーの登録を受けた者で、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 地域材の利用を広める「北の木の家」（北海道の森林から産出されていることの証明〔産地証明〕や森林法等木材の伐採、搬出に係る法令が遵守されていることなどの証明〔合法性又は合法性・持続可能性の証明〕がなされ、かつ、構造用材にあつては、JASで認定された品質の確かな地域材を使用した住宅）の建築推進に協力すること
- (2) 原則として本店の所在地が道内（個人の場合は事務所又は営業所の所在地が道内）にあること
- (3) 住宅設計事業者にあつては、BIS、BIS-M 又は住宅省エネルギー技術講習会設計者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。また、住宅建設事業者にあつては、BIS-E、BIS-M 又は住宅省エネルギー技術講習会施工技術者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
- (4) 申請する年の1月1日現在において、木造住宅建築の設計又は施工に2年以上従事していること
- (5) 関係法令を遵守するとともに、建築主との契約の際には、必ず書面によることとし、かつ、締結後、契約書及び関係図書（確認申請書一式又はそれに準ずる図書及び「北の木の家」認定申請書一式）を30年間保存すること
- (6) 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」、又は「1級建築施工管理技士」が在職して

いること

- (8) 業者名等の情報を北海道のホームページに掲載することに同意すること
- (9) 省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり（「きた住まいの要件に適合する住宅」等）に努めること
- (10) 認証を受けようとする法人、その役員若しくは社員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと及び暴力団員若しくは暴力団関係事業者ではなくなった日から5年を経過していること。

（認証の申請）

第3条 前条の規定に適合し、推進業者としての認証を受けようとする者は、「北の木の家」建築推進業者認証申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前条に関わって、建設業者にあつては建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し及び住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況を示す書類の写し、建築士事務所の開設者にあつては建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録申請書の副本（知事の証明印の押印されたもの）の写し
- (2) 前条第1号、第5号、第8号、第9号の規定に関わる「北の木の家」建築推進業者誓約書（別記第2号様式）
- (3) 前条第2号に関わって、法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿謄本、個人にあつては、住民票
- (4) 所属する1名以上のBIS、BIS-E若しくはBIS-Mに認定登録証の写し又は省エネ技術講習会設計者講習会修了証の写し若しくは省エネ技術講習会施工技術者講習会修了証の写し
- (5) 前条第4号の規定に関わる木造建築の実績を記載したもの
- (6) 前条第6号の規定に関わる総合振興局、振興局若しくは道税事務所が交付する消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書又は滞納がないことを証する書類
- (7) 前条第7号の規定に関わる一級建築士、二級建築士、木造建築士、又は1級建築施工管理士の免許証の写し
- (8) 前条第10号に関わる誓約書（別記第3号様式）。以下「誓約書」という。）
- (9) きた住まいのメンバー登録制度実施要領第5の規定による交付を受けたきた住まいのメンバー登録証の写し
- (10) その他参考情報

（審査）

第4条 知事は、建設業者又は建築士事務所の開設者から前条の規定に基づく認証の申請があつたときは、第2条各号の規定のいずれにも適合するかを審査し、その結果を「北の木の家」建築推進業者認証審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

（認証書の交付、推進業者の公表等）

第5条 知事は、前条の審査により認証をしたときは、当該申請をした建設業者、建築士事務所の開設者に対して、推進業者として認証されたことを証する認証書を交付するとともに、遅滞なく、推進業者名等の情報を北海道のホームページに公表するものとする。

- 2 知事から認証書の交付を受けた者は、『「北の木の家」建築推進業者』と称することができる。ただし、推進業者は、第7条第1項に関連する業務に就く場合のみ、名称を使用することができる。

(認証の有効期間、更新)

第6条 前条の規定による認証の有効期間は、推進業者として認証した日から起算して2年を経た最初の5月31日までの期間とする。

2 推進業者としての認証の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する年の4月30日までに知事に「北の木の家」建築推進業者認証更新申請書（別記第4号様式その1. その2）を提出するものとする。

3 知事は、前項における「北の木の家」建築推進業者認証更新申請書の提出があり、次の実績を有し、第11条第1項各号のいずれにも該当しないとき、認証の更新をすることができる。

(1) 初回更新

有効期間の最後の3月31日までの期間において、過去2カ年に「木造住宅」建築実績若しくは、過去4カ年に「北の木の家」の建築実績又は地域材の普及実績があつたとき

(2) 2回目以降の更新

有効期間の最後の3月31日までの期間において、過去4カ年に「北の木の家」の建築実績又は「北の木の家」の普及実績があるとき

4 前項の規定による認証の更新については、前条及び本条第1項の規定を準用する。

5 知事は、当該推進業者の有効期間が満了する年の4月30日までに知事に「北の木の家」建築推進業者認証更新申請書の提出がないとき、又は認証の更新の申し出があつたときであつて当該推進業者が認証の有効期間の最後の3月31日までの期間において同条第3項の実績がないときは、あらかじめ当該認証を受けた建設業者、建築士事務所の開設者に対して、推進業者としての認証の終了を通知するものとする。

(推進業者の責務)

第7条 推進業者は、本認証制度並びに道木連が定める「北の木の家」認定制度を理解し、建築主に対して積極的に「北の木の家」を普及するとともに、「北の木の家」の建築に努めるものとする。

2 推進業者は、省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり（「きた住まいの要件に適合する住宅」等）に努めるものとする。

(申請内容の変更)

第8条 推進業者は、第3条の規定による申請内容に変更が生じたときは、知事に対し、遅滞なく変更届出書に変更内容を証する書面を添付して提出しなければならない。

(推進業者の承継)

第9条 法人である推進業者が合併により解散したとき、若しくは分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により推進業者の業務を承継した法人は、知事に前条に基づく変更届出書に変更内容を証する書面を添付して提出し、推進業者の当該認証に基づく地位を承継する。ただし、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により推進業者の業務を承継した法人が、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

2 個人である推進業者が法人となったときは、当該法人は知事に前条に基づく変更届出書に変更内容を証する書面を添付して提出し、認証に基づく地位を承継する。ただし、当該法人が第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

3 知事は、第1項及び第2項の規定により認証に基づく地位を承継した推進業者に対して、改めて第5条に基づく認証書を交付し、推進業者名等を北海道のホームページに公表するものとする。

(廃止)

第10条 推進業者は、建設業者又は建築士事務所の開設者でなくなったとき、又は推進業者としての業務を廃止したときは、知事に廃止届出書を提出するものとする。

(認証の取り消し)

第11条 知事は、推進業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定による条件について、虚偽の申請をしたとき、又は適合しなくなったとき
 - (2) 第6条第2項の規定による報告をしなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき
 - (3) 関係法令等に違反し処分を受けたとき
 - (4) 推進業者として著しく不適当な行為をしたとき
 - (5) 第5条第2項ただし書きの規定以外の目的で、『「北の木の家」建築推進業者』という名称を使用したとき
 - (6) 誓約書に違反したとき
- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消そうとするときは、当該推進業者に対して前項の(6)を除き、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により認証を取り消したときは、当該推進業者に対して取り消しの理由を付して書面により通知するものとする。
- 4 第1項の規定により認証の取り消しを受けた者は、取り消しを受けた日から起算して2年を経過しなければ、知事から推進業者としての認証を受けることができない。

(再申請)

第12条

- 1 第6条第5項により終了通知及び前条の取り消しの通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して2年を経過しなければ、知事から推進業者の認定を受けることはできない。
ただし、第6条第5項により終了通知を受けた者が通知を受けた日から2年以内に道木連から「北の木の家」の認定を受けた場合はこの限りでない。

(推進業者への情報提供等)

第13条 知事は、地域材に関する情報把握に努め、推進業者に情報提供等を行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、認証制度の実施に必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する
なお、改正前に認証された推進業者の取扱については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年12月28日から施行する
なお、改正前に認証された推進業者の取扱については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月8日から施行する
なお、改正前に認証された推進業者の取扱については、別に定めるものとする。

(別記第1号様式)

「北の木の家」建築推進業者認証申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者
住 所
名 称
代表者名

次のとおり「北の木の家」建築推進業者認証要領第3条の規定に基づき、「北の木の家」建築推進者として認証を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1 認証を受けようとする者の名称等

認証を受けようとする者の名称		
認証を受けようとする者の所在地		
認証を受けようとする者の代表者名		
電話番号		
FAX 番号		
電子メールアドレス		
ホームページアドレス		
建設業 許 可	番 号 許 可	許可 (一) 第 号
	許可の有効期間	年 月 日 から 年 月 日
建築士 事務所	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	登録 () 第 号
備考		

2 添付書類

- (1) 建設業者にあつては建設業許可通知書の写し及び住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結状況を示す書類の写し、建築士事務所の開設者にあつては建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録申請書の副本（知事の証明印の押印されたもの）の写し
- (2) 「北の木の家」建築推進業者誓約書（別記第2号様式）
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿謄本、個人にあつては、住民票
なお、道内に本店が所在しない事業者等の場合は、申請者における地域材の利用方針や道内での利用実績等を添付（任意様式）
- (4) 所属する1名以上の BIS、BIS-E 若しくは BIS-M に認定登録証の写し又は省エネ技術講習会設計者講習会修了証の写し若しくは省エネ技術講習会施工技術者講習会修了証の写し
- (5) 木造建築の実績を記載したもの
- (6) 総合振興局、振興局若しくは道税事務所が交付する消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書又は滞納がないことを証する書類
- (7) 一級建築士、二級建築士、木造建築士又は1級建築施工管理技士の免許証の写し
- (8) 誓約書（別記第3号様式）
- (9) その他参考情報（任意）
 - ①北海道のホームページ公表に関する電子データ
 - ②その他、企業パンフレット等

(別記第2号様式)

「北の木の家」建築推進業者誓約書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

名 称

代表者名

「北の木の家」建築推進業者認証要領第3条第2号の規定に基づき、次のとおり誓約します。

記

- 1 道産木材の利用を広める「北の木の家」（北海道の森林から産出されていることの証明〔産地証明〕や森林法等木材の伐採、搬出に関する法令が遵守されていることなどの証明〔合法性又は合法性・持続可能性の証明〕がなされ、かつ、構造用材にあつては、JASで認定された品質の確かな地域材を使用した住宅）の建築推進に協力します。
- 2 関係法令を遵守するとともに、建築主との契約の際には、必ず書面によることとし、かつ、締結後、契約書及び関係図書（確認申請書一式又はそれに準ずる図書及び「北の木の家」認定申請書一式）を30年間保存します。
- 3 業者名等の情報を北海道のホームページに掲載することに同意します。
- 4 省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり（「きた住まいるの要件に適合する住宅」等）に努めます。

(別記第3号様式)

誓 約 書

北 海 道 知 事 様

私は、「北の木の家」建築推進業者の認証申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、過去に暴力団若しくは暴力団関係事業者であった場合には、暴力団若しくは暴力団関係事業者でなくなった日から5年間を経過しており、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、「北の木の家」建築推進業者を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地

称号又は名称

代 表 者

(別記第4号様式その1)

「北の木の家」建築推進業者認証更新申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者
住 所
名 称
代表者名
認証番号 第 ー 号

次のとおり「北の木の家」建築推進業者認証要領第6条の規定に基づき、「北の木の家」
建築推進業者の認証を更新したいので申請します。

(別記第4号様式その2)

建築実績

項目	年度	実績及び実施内容
木造建築実績 （「北の木の家を除く」） （過去2カ年）		（建築戸数、建築物の構造・工法、地域材の使用状況等）
「北の木の家」の建築実績 （過去4カ年）		（建築戸数、建築物の構造・工法、認定番号等）
「北の木の家」及び「地域材」の普及活動実績 （過去4カ年）		（普及活動の実施場所及び実施内容）